

第46回 施設介護者

ある先進的な実践で知られる社会福祉法人が小規模特養での、開所後の介護職員の実践を記録した映像を拝見する機会があった。

新卒のスタッフが、どのように専門性に基いた介護力を蓄えていくかをビビッドにとらえた映像である。担当する入所者の課題を解決するために先輩のスタッフや職員とのチームのなかで、入所者の生活課題を把握し、その課題を一つ一つ解決して、自立につなげていく介護実践の様子が記録されている。

この記録をみると介護者の仕事は利用者の生活の徹底的な個別の観察とアセスメントにより、生活課題の解決にとつてどのような実践手法を適用するかを試行錯誤と伴いながら決めていくという知的な仕事であることが納得できる。この映像は完成の暁には公開されることになっている。

ところで、これと対極的な事例がある医師のブログの記事にあった。ある老人施設に夜間の往診を依頼されたところ、すべての個室に鍵がかけられ、そのなかで、尿まみれでベッドから落ち床に倒れており、たち

あった職員は鍵をかけるのは「徘徊し暴れて他人に迷惑をかけるからだ」と鍵の束をじゃらじゃらさせながら答えたとのことであった。また、身体拘束が日常化し、医師の来訪があるので、拘束が解かれたが、個室なので、中の様子が確認できない密室状態で放置されていた。介護職員は鍵をかけることや、縛ることに抵抗がない様子であったとのことである。

この報告は大きな反響を呼び実はサ高住であるこの住宅の現況確認と指導が当局によって行われることになるだろうが、このような個別に止まらない課題が介護施設に存在することがあらためて浮き彫りになった。

介護施設やサービス付き高齢者住宅の場合は事業の質の管理について、規制緩和の流れのなかで、事前規制から事後規制にしくみに転換した。ところが、このようななかで、質が劣る事業者の

# 地域包括ケアと高齢者の住まい

その理念と役割



高橋 絃士 教授

国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授、高齢者住宅財団理事長。1944年生まれ、法政大学教授、立教大学教授などを経て、現職。有料老人ホーム協会理事、高齢者住宅推進機構理事、厚労省政策評価に関する有識者会議座長、東京都社会福祉審議会副会長などを兼務。厚労省地域包括ケア研究会などの他、国交省、総務省等で各種委員会委員歴任。著作として、「地域包括ケアシステム」「地域包括支援センター実務必携」(編著、以上オーム社)「地域包括ケアシステム」(分担執筆、慶應大学出版会)、「高齢者の権利擁護システム」(共著、勁草書房)「介護保険のマネジメントシステム」(共著、医学書院)など多数。専攻は地域ケア論、介護保険論、福祉政策

## 施設介護の質をどう高めるか

参入規制と排除が難しい。たまゆら問題で現れたのは制度外での貧困ビジネスだが、深刻なのは介護保険事業やサ高住のような公的な施策で担保されているはずの領域で起こったことである。

しかも、監督権限の委譲がおこなわれてしまい体制の整わない自治体では監督の実効があがらなくなっている。

1960年代にイギリスで行われた大規模な施設ケアの実態調査(ピータータウンセント著「最後の拠り所」)で、施設が管理的処遇により、入所者の自尊性を喪わせ、尊厳を傷つけている実態が赤裸々に明らかにされ、これが、施設改革とコミュニティケアへの展開を促したという歴史的事実がある。

日本のこのような施設介護の限界と問題点の認識が一般化せず、「雨露しのぐ屋根」を提供しておけば良いという施設観から抜けきれないことがこのような事態を招いているように思う。

なまじ制度が充実したためビジネスとしてなりたつてしまい、これが質の悪い事業者の参入を許してしまっているということでもある。

冒頭に述べた質の高い介護が一般化し、標準になるのはいつのことだろうか。

この報告は大きな反響を呼び実はサ高住であるこの住宅の現況確認と指導が当局によって行われることになるだろうが、このような個別に止まらない課題が介護施設に存在することがあらためて浮き彫りになった。

介護施設やサービス付き高齢者住宅の場合は事業の質の管理について、規制緩和の流れのなかで、事前規制から事後規制にしくみに転換した。ところが、このようななかで、質が劣る事業者の

介護・福祉